

## 第1号「補正予算」第3号「会計年度職員条例」第4号「種苗条例」反対討論

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。第1号議案、第3号議案、第4号議案に反対の立場から討論します。

まず第1号「2019年度一般会計補正予算(2号)」について述べます。県立高校および特別支援学校の特別教室のエアコン整備は、生徒の健康と安全のために不可欠であり、日本共産党も要望してきました。この事業費が盛り込まれたことは評価します。しかし12月に予定されるベトナム・タイの知事のトップセールスに、県議会議員が同行する経費が組み込まれており賛成できません。予算案全体としても、豚コレラ対策経費の追加が必要になるのは想定できたことですから、節約に努め、事業を取捨選択するべきです。

続いて、第3号「会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定について」は、一会計年度を越えない範囲内で働く非常勤職員について定めるものです。期末手当が支給されることは是としますが、来年度も任用されるのか予算成立を待たないとわからない不安定な働き方を、公務の場に導入するのは容認できません。会計年度ごとの任用と雇止めにより、人員の調整弁とされることを懸念します。正規職員の定員を減らしながら、行政需要に対応するため臨時、非常勤を増やすという矛盾を解決するため、正規職員の定員拡大や臨時・非常勤職員の正規化をはかるべきです。

最後に「第4号栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例制定について」述べます。種子法が廃止されたことにより、主食である稲麦大豆の種子を県が責任を持って生産し、品種開発する法律の根拠が失われたことは大問題で、県民の中に大きな不安が広がりました。私は昨年度の農林環境委員会で、県の責任を明確にした条例制定を強く求めてきました。他会派からも質問・質疑で条例制定を求める意見・要望が多数あげられ、上三川町議会、下野市議会からも、県民団体からも意見書が提出されました。県議会をあげて賛成できる条例の制定を望んできただけに、反対討論に立たなければならないのは残念としか言いようがありません。

本条例の主な問題点は、第一に県が種子生産計画を立てないこと、第二に、県が種子生産のほ場審査、生産物審査を県が行わず、種苗事業者にまかされることです。種子生産の現場を知る人々は、異種株の除去や、発芽率など品質チェックは、公の立場の県でなければ難しいと指摘します。不良な種子が出回れば生産農家は大打撃をうけ、本県農業の信頼を揺るがしかねません。技術的な指導・助言だけで高品質が保てるのか疑問です。第三に、原種・原原種は県が生産するとしながら、民間を含めた種苗事業者に委託できることです。執行部は今議会の答弁で、県の関与の下で「一部を民間に任せたい」との意向も示しています。原種の価格高騰、安全性が懸念されます。

知事はこの条例制定にあたって「単に廃止された法律を路襲するのではなく、「行政の効率化や規制緩和も考慮し」と答弁で述べました。旧種子法を継承しないと宣言したも同様です。イチゴやナシなどの奨励品種の種苗を加えるのは是としても、稲麦大豆の種子生産に対する県の責任を骨抜きにするのは容認できません。

今後、具体的な手続きなどを要綱・規則で定めるとのことですが、いまだその全容は示されておらず、また要綱・規則で補完できることには限りがあります。よって、本条例を可とすることはできません。議員各位の賛同を求め、反対討論といたします。